

平成 27 年 11 月 30 日  
厚生労働省

## 審査メモで示された論点に対する回答（その 2）

## 1 国民生活基礎調査の変更

## (1) 報告を求める事項の変更

## ウ 教育(15 歳以上の者のみ)【世帯票、世帯員に係る事項】

1 本調査結果については、どのような分析を行い、具体的にどのような施策に活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。

(回答)

障害者雇用は重要であり、その促進施策等の検討に資する基礎データの把握が求められている。

今回調査から、特別支援学校・特別支援学級を卒業した者の就業状況を把握することで、まずは、障害者が就いている仕事がどのようなものであるかを、「勤めか自営かの別」や「勤め先での呼称」と集計し分析を行う。

これらの集計をすることで特別支援学校・特別支援学級の在学・卒業をした障害者本人及び家族の周辺状況等を把握することができ、今後障害者自身の自立支援とともに、障害者のいる世帯への支援に係る施策を検討していくための基礎資料とする。

予定しているクロス集計は、「平成 28 年国民生活基礎調査【世帯票】結果表一覧」のうち以下のとおりである。

第 178 表 世帯人員数(15 歳以上)、仕事の有・勤めか自営かの別・勤め先での呼称・無・同居児童の有無・年齢(5 歳階級)・教育(特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別

第 181 表 世帯人員数(15 歳以上)、仕事の有・勤めか自営かの別・勤め先での呼称・無・年齢(5 歳階級)・教育(卒業・在学中別学校の種類・特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別

第 182 表 世帯人員数(15 歳以上)、仕事の有・勤めか自営かの別・勤め先での呼称・無・年齢(10 歳階級)・教育(卒業・学校の種類・小学・中学・高校・旧制中・専門学校・短大・高専・大学・大学院・特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別

参考 表 1 平成 23 年 障害者数(推計)

(単位:万人)

	障害者総数	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者
総数	787.9	393.7	74.1	320.1
(総人口 1000 人あたりの人数)	(62 人)	(31 人)	(6 人)	(25 人)
在宅者(外来患者)	736.4	386.4	62.2	287.8 <sup>(※1)</sup>
在宅者の割合	93.5%	98.1%	83.9%	89.9% <sup>(※1)</sup>
施設入所(入院患者)	51.5	7.3	11.9	32.3 <sup>(※2)</sup>

資料:「身体障害者」在宅者:厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成 23 年)

施設入所者:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成 21 年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

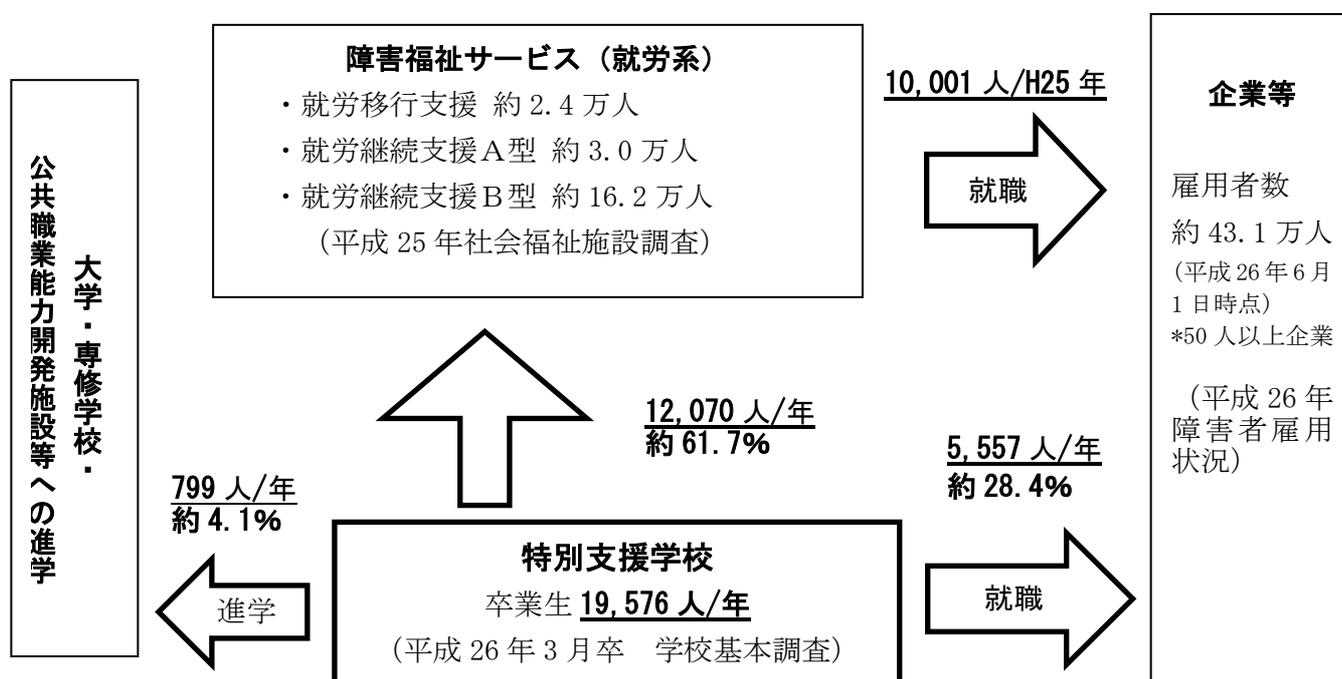
「知的障害者」在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年）  
 施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成 23 年）より厚生労働省社会・援護局障害  
 保健福祉部で作成  
 「精神障害者」<sup>(※1)</sup> 外来患者：厚生労働省「患者調査」（平成 23 年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
 で作成  
<sup>(※2)</sup> 入院患者：厚生労働省「患者調査」（平成 23 年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
 で作成

(注) 1. ( )内数字は、総人口 1,000 人あたりの人数(平成 22 年国勢調査人口による)。  
 2. 平成 23 年患者調査の結果は、宮城県の一部と福島県を除いた数値である。  
 3. 精神障害者の数は、ICD-10 の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツ  
 ハイマーの数を加えた患者数に対応している。また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合  
 計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。  
 4. 身体障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

参考 表 2 就労支援施策の対象となる障害者数 (単位：万人)

	障害者総数	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者
在宅の障害者	736.4	386.4	62.2	287.8
うち 18～64 歳	324.0	111.0	41.0	172.0

参考 障害者の就労支援の状況



2 追加する選択肢に該当する者はどのくらいいると見込まれるのか。報告者数が限られると思われる中で、有意な調査結果を得ることができるのか。

(回答)

特別支援学校・特別支援学級の在学、卒業の状況の出現率は、平成 27 年度学校基本調査速報によると、小学校、中学校、高校の在学者数に占める特別支援学校の在学者は約 1.03%・小学校、中学校の在学者に占める特別支援学級の在学者は 2.01%となっており（参考表 1）、その割合から在学者は約 9 万 7 千人（参考表 2）、卒業者は約 92 万 3 千人（参考表 3）程度いると考えている。

このようなことから、本調査においても一定程度の報告者数が見込まれることが想定されるため、有意な調査結果が得られるものと考えている。

参考表 1 平成 27 年度学校基本調査速報(2015 年 8 月 6 日公表)

	在学者数(人)	構成割合 (%)	
総数	13,327,481	100.00	
小学校、中学校	10,008,359		100.00
高校	3,319,122		
うち特別支援学校	137,895	<b>1.03</b> <sup>※5</sup>	
小学校(幼稚部含む)	40,344		
中学校	31,090 <sup>※1</sup>		
高校	66,461 <sup>※2</sup>		
うち特別支援学級	201,488		<b>2.01</b> <sup>※6</sup>
小学校	139,518		
中学校	61,970 <sup>※3</sup>		

注) 通信教育の学生は含まれていない。

参考表 2 在学者 (参考表 1 の※の結果のうち、15 歳以上の者)

	在学者数(人)
特別支援学校・特別支援学級の在学者総数	<b>97,480</b>
特別支援学校	76,824
中学 3 年生	10,363 <sup>※1</sup>
高校生	66,461 <sup>※2</sup>
特別支援学級(中学 3 年生)	20,656 <sup>※3</sup>

参考表 3

(平成 26 年国民生活基礎調査による卒業生数に参考表 1 の※の出現率の割合を乗じたもの)

	卒業生数(人)	構成割合 (%)	
総数	57,944,000	100.00	
小学校、中学校	16,241,000		100.00
高校、旧制中	41,703,000		
特別支援学校・特別支援学級の卒業生総数	<b>923,267</b>		
うち特別支援学校	596,823	1.03 <sup>※</sup>	5

うち特別支援学級	326,444	2.01 <sup>※6</sup>
----------	---------	--------------------

3 厚生労働省では、以下のような障害者を対象とする調査等を実施しており、当該選択肢を追加することによる本調査結果への影響をも鑑み、これらの調査等において併せて教育状況を把握することにより、代替することは考えられないか。

- ① 障害者雇用実態調査(一般統計調査。5年周期。直近は平成25年度に実施)において、事業所(約13,000事業所)を対象に常用雇用している全ての障害者の雇用形態、賃金、労働時間等を把握しているほか、雇用されている障害者個人を対象に障害の程度や従事する仕事の内容、過去の職歴、現在の職場環境等を把握している。
- ② 生活のしづらさなどに関する調査(仮称)(一般統計調査。平成28年度実施予定)では、在宅の障害児・者等(約27,000人)を対象に生活実態等を把握することとしている。  
 なお、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営を行っている障害者職業総合センターでは、平成20年度から「障害のある労働者の職業サイクルについての調査研究」において、障害のある労働者の就職、就業の継続及び職業生活の維持・向上等の職業サイクルの全体像を明らかにするためのパネル調査(同一の対象者を継続して調査する方法)を実施しているところである。

(回答)

- ① 障害者雇用実態調査では、教育(学歴)は把握していない。また、当該調査は事業所調査及び個人調査から成り、事業所(雇用者)及び事業所において雇用されている障害者(被雇用者本人)を対象に実施している。  
 当該調査において、仮に教育(学歴)の把握が可能となった場合、一定の情報が得られるとしても、被雇用者世帯の所得や家族の個別の就業状況等の把握はしていないため、今回、本調査で選択肢の追加により求められている施策に係る基礎データを得ることはできない。  
 また、当該調査は調査時点において雇用されている障害者に限定されており、雇用されていない障害者の就業希望なども把握することができない。  
 こうしたことから、当該調査に教育の項目を追加することをもって代替することはできない。
  - ② 生活のしづらさなどに関する調査では、教育(学歴)は把握していない。当該調査は国民生活基礎調査と同様に国勢調査から調査区を抽出して行う世帯調査であり、また、在宅の障害児・者という「者」を対象としており、当該調査において、仮に教育(学歴)の把握が可能となった場合、一定の情報が得られるとしても、当該対象者が属する世帯の状況は把握していない。一方、国民生活基礎調査では、世帯全体を対象とした調査であるので、特別支援学校・特別支援学級の在学・卒業した者を抱えた世帯の状況を把握することが可能となっている。  
 こうしたことから、当該調査に教育の項目を追加することをもって代替とすることはできない。
- 障害のある労働者の職業サイクルについての調査研究のパネル調査では、全8回を予定しており、全ての回において「現在通っている学校はありますか」という選択肢で調査する予定である。なお、平成27年度は第4回まで実施済みである。  
 しかし、当該調査は障害者のうち就業者を対象にした調査で、仕事に就いていない者の状況

をみることはできない。また、パネル調査であるため特定の調査客体に固定して15年間の経年的な変化を追うものであり、その調査結果は全国値としての推計数ではない。こうしたことから、当該調査のデータにより国民生活基礎調査結果を代替することはできない。

これらのことから、国民生活基礎調査で把握することにより、特別支援学校及び特別支援学級の在学・卒業した障害者のいる世帯の状況を、健康票から家族を含めた健康状態、所得票から収入状況等との分析等が、政策担当部局の必要に応じ二次利用で対応が可能となる。

このように他の調査票とリンケージし、活用できることから、国民生活基礎調査において把握することが必要であり、いずれの調査においても代替となり得ない。

**4 特別支援学校及び特別支援学級を卒業した者の中には、「小学・中学」及び「高校・旧制中」を卒業後に進学している者もいる<sup>(注)</sup>ことから、把握目的及び利活用の観点からみて、学校種を「小学・中学」及び「高校・旧制中」に限定せずに特別支援学校及び特別支援学級の卒業の有無を把握する必要はないか。**

(注)平成27年度学校基本調査(速報)(文部科学省所管の基幹統計調査)では、特別支援学校高等部の卒業生20,463人のうち、大学等進学者が451人、専修学校(専門課程)進学者が48人となっている。

なお、特別支援学校中学部の卒業生9,967人のうち、高等学校等進学者が9,798人、専修学校(高等課程)進学者が6人、また、中学校特別支援学級の卒業生17,342人のうち、高等学校等進学者が14,990人、専修学校(高等課程)進学者が276人となっている(中学校特別支援学級の卒業生については、平成26年度学校基本調査の調査結果。)

(回答)

教育の項目はこれまでも、卒業した者の学歴の経過をきくことはしておらず最終学歴を把握することを目的としている。また、政策担当部局からも、就学先の学校の種別によらず、まずは最終学歴を把握した上で施策への基礎資料にするときいている。

**5 特別支援教育には、特別支援学校及び特別支援学級以外に通級による指導もあり、把握目的・利活用の観点からみて、これも含めて把握する必要はないか。**

(回答)

国民生活基礎調査の教育の項目は学歴を把握することを目的としている。また、政策担当部局からも通級指導は学籍のある学校から、障害のある児童、生徒の必要に応じて専門的な教育指導を受けるために通うものであり、学歴にあたらなため現状では施策における利活用の予定がないことから把握の必要はないと考えている。

## (2) 集計事項の変更 【第1回部会の資料3-2の再掲】

**1 調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章(様式)はどのようなものか。**

(回答)

別紙1のとおり。

**2 集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。**

(回答)

今回調査の集計表は、既存の調査事項に関する集計事項については引き続き作成・提供することとしており、新規・拡充する集計表も含め、調査結果の利活用の観点から十分かつ適当なものとなっていると考えている。

なお、新規作成を予定しているクロス集計表は、「平成 28 年国民生活基礎調査 結果表一覧」のうち以下のとおり。

#### 【世帯票】

- 第 29 表 世帯数－全世帯に占める割合－平均世帯人員－仕事ありの者がいる世帯の割合－平均家計支出額
- 第 179 表 世帯人員数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・教育・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 180 表 世帯人員数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 181 表 世帯人員数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（5 歳階級）・教育（卒業・在学中別学校の種類・特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 182 表 世帯人員数（15 歳以上）、仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（10 歳階級）・教育（卒業・学校の種類－小学・中学－高校・旧制中－専門学校・短大・高専－大学・大学院・特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 207 表 有業人員数（40 歳以上）、健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・年齢（5 歳階級）別
- 第 211 表 無業人員数（40 歳以上）、就業希望の有－求職状況－無・健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 232 表 同居児童ありの女性の者数、健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・年齢（5 歳階級）別
- 第 240 表 同居児童ありの女性の有業人員数、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・（再掲）主に家事で仕事あり別
- 第 242 表 同居児童ありの女性の有業人員数、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・1 日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別
- 第 247 表 同居児童ありの女性の有業人員数、週間就業時間階級・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無別
- 第 255 表 同居児童ありの女性の無業人員数、就業希望の有－すぐには就けない理由（複数回答）－無・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無－（再掲）家事別

#### 【健康票】

- 第 67 表 世帯人員数（20 歳以上）、健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・年齢（5 歳階級）・教育別
- 第 68 表 世帯人員数（20 歳以上）、健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・健康意識別
- 第 69 表 世帯人員数（20 歳以上）、健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・健康

状態別

- 第 70 表 世帯人員数（20 歳以上），健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・仕事の有－職業分類－無別
- 第 71 表 有業人員数（20 歳以上），健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別
- 第 127 表 世帯人員数（20 歳以上），健診等の受診の有－受診機会（複数回答）－無・性・年齢（5 歳階級）・都道府県－21 大都市（再掲）別

**3 調査事項の追加・変更に伴うもの以外に、集計事項の変更を行うものがみられるが、どのような統計ニーズに対応する観点から変更を行うこととしているのか。統計ニーズとの関係で、当該集計表は十分かつ適切か。**

（回答）

調査事項の追加・変更に伴うもの以外に、集計事項の変更を行うものは以下のとおりであり、それぞれ記載の統計ニーズに対応する観点から行うものであることから、十分かつ適切と考えている。

平成 28 年結果表一覧	表題	追加・変更理由
<b>【世帯票】</b>		
第 29 表	（追加） 世帯数－全世帯に占める割合－平均世帯人員－仕事ありの者がいる世帯の割合－平均家計支出額	総覧の形式にすることで、複数の統計表を参照せず、世帯の属性ごとの平均世帯人員、仕事ありの者の割合、平均家計支出額が一目で把握できることから、そうした利便性の高い統計表となるよう追加する。 （別紙 2 の 1 頁参照）
第 179 表	（追加） 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・教育・年齢（5 歳階級）・性別	平成 28 年結果表一覧の第 178 表はクロスが複数になり、利用者にとって必要な数値が探しにくいことから、同居児童の有無のクロスを減らしコンパクトにすることにより、利便性の高い統計表を作成するため追加する。 （別紙 2 の 2 頁参照）
第 180 表	（追加） 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）・性別	平成 28 年結果表一覧の第 178 表はクロスが複数になり、利用者にとって必要な数値が探しにくいことから、教育のクロスを減らしコンパクトにすることにより、利便性の高い統計表を作成するため追加する。 （別紙 2 の 3 頁参照）
第 242 表	（追加） 同居児童ありの女性の有業人員数、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・1 日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別	仕事ありの母の 1 日の平均就業時間と末子の年齢階級別に勤めか自営かの別－勤め先での呼称を分析するため追加する。 （別紙 2 の 4 頁参照）
第 175 表	（変更案） 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・配偶者の有無・年齢（5 歳階級）・性別	性別に分析をすることにより、男女の就業状況の違いを把握するために従来の統計表に性別のクロスを追加する。 （別紙 2 の 5 頁参照）

	(現行) ・世帯人員数(15歳以上)、仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・配偶者の有無・年齢(5歳階級)別	
第184表	(変更案) 世帯人員数(15歳以上)、配偶者の有無・子どもの有無・仕事の有無・性・年齢階級(5歳階級)別  (現行) ・女性の者数、配偶者の有無・子どもの有無・仕事の有無・年齢階級(5歳階級)別	女性の働き方に関する情報のニーズが高くなってきているなか、性別に分析をすることにより、配偶者の有無や子どもの有無がもたらす男女の就業状況の違いを把握するために性別のクロスを追加する。 (別紙2の6頁参照)

## 2 統計委員会諮問第45号の答申(平成25年1月25日付け府統委第7号)における「今後の課題」への対応状況について

### (1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し【第1回部会の資料3-2の再掲】

1 世帯票の質問17「勤めか自営かの別」及び補問17-1「勤め先での呼称」については、具体的にどのような施策等に活用されているか。そのためどのようなクロス集計等を行っているのか。当該調査項目に関し、統計ニーズ等の観点から、今回見直しを行う必要はないか。

(回答)

雇用に関する施策や経済構造の分析には、性・年齢・職業等と組み合わせクロス集計を行っているところである。

「勤めか自営かの別」の項目は、就業の形態を明らかにするとともに、その世帯の最多所得者の事項とあわせて世帯の基本属性の一つである世帯業態(雇用者世帯、自営業者世帯等)の区分を行うためにも用いられている。

当該調査項目は、平成25年調査において、「勤めか自営かの別」については従前の「一般常雇者(契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者)」を「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」と「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」という2つの選択肢に分割する変更をした。これは平成25年4月の労働契約法の改正により新たに有期労働契約で雇用されている者数を把握するため統計ニーズ等の観点から見直しを行ったものである。

また、「勤め先での呼称」については「契約社員・嘱託」を「契約社員」と「嘱託」に分割する変更をした。これは雇用の実態として契約社員の場合は比較的専門的業種に就く一方、嘱託の場合は退職者が契約期間を定めて元の会社でさらに労働するという場合が多く雇用の実情が違いため、これも実情に合わせた統計ニーズ等の観点から見直しを行ったものである。

「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)の対象外となっていることや、上記整理を行ったことに加え、他の就業関係項目を調査している世帯調査と整合性をとるためにも、当面は現状のままとしたいと考えている。

なお、予定しているクロス集計は、「平成28年国民生活基礎調査 結果表一覧」のうち以下のとおりである。

#### 【世帯票】

第66表 世帯人員数(15歳以上の単独世帯の者)、仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・性・公的年金-恩給受給の有無・年齢(10歳階級)別

- 第 71 表 第 3 号被保険者の数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・年齢（5 歳階級）別
- 第 72 表 第 3 号被保険者の数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）別
- 第 77 表 高齢者世帯数，世帯構造・世帯主の性・世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－無別
- 第 79 表 母子世帯数，母の仕事の有－勤めか自営かの別－無・母の年齢（10 歳階級）別
- 第 80 表 父子世帯数，父の仕事の有－勤めか自営かの別－無・父の年齢（10 歳階級）別
- 第 95 表 児童のいる世帯数，末子の母の年齢（5 歳階級）・児童数・末子の母の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 113 表 65 歳以上の者の数，仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・世帯構造別
- 第 169 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・都道府県－21 大都市（再掲）・年齢（10 歳階級）別
- 第 175 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・配偶者の有無・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 178 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）・教育（特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 179 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・教育・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 180 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 181 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（5 歳階級）・教育（卒業・在学中別学校の種類・特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 182 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（10 歳階級）・教育（卒業・学校の種類－小学・中学－高校・旧制中－専門学校・短大・高専－大学・大学院・特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 187 表 有業人員数（15 歳以上）－平均就業期間，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・就業期間階級・年齢（5 歳階級）・性別
- 第 188 表 有業人員数（15 歳以上），週間就業日数・年齢（5 歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第 192 表 有業人員（15 歳以上）の 1 日の平均就業時間，就業期間階級・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第 193 表 有業人員（15 歳以上）の 1 日の平均就業時間，年齢（5 歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別
- 第 219 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），同居児童の有－同居児童数－無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 220 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），同居児童の有－末子の年齢階級－無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 221 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），親との同別居の状況・同居児童の有無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 222 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居している親の手助けや見守りの要否・年齢（10 歳階級）別
- 第 223 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），夫の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先

での呼称—無・同居児童の有無・妻の仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無別

- 第 225 表 配偶者ありの女性の者数（15 歳以上），健康状態・同居児童の有無・仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無別
- 第 234 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別—勤め先での呼称・世帯構造・年齢（5 歳階級）別
- 第 235 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別—勤め先での呼称・乳幼児の有—末子の保育者等の状況（複数回答）—無・年齢（5 歳階級）別
- 第 236 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別—勤め先での呼称・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5 歳階級）別
- 第 239 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別—勤め先での呼称・年齢（5 歳階級）・健康状態別
- 第 240 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別—勤め先での呼称・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有—受診機会（複数回答）—無・（再掲）主に家事で仕事あり別
- 第 241 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別—勤め先での呼称・年齢（5 歳階級）・健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由（複数回答）別
- 第 242 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別—勤め先での呼称・1 日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別
- 第 259 表 同居児童ありの父母の者数，仕事の有—勤めか自営か別—勤め先での呼称—無・父母・末子の年齢階級別

#### 【健康票】

- 第 27 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無・性・年齢（5 歳階級）・自覚症状の有無別
- 第 28 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無・性・年齢（5 歳階級）・通院の有無別
- 第 33 表 有業人員数（15 歳以上），普段の活動ができなかった日数・性・勤めか自営かの別
- 第 36 表 世帯人員数（15 歳以上），仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無・性・年齢（5 歳階級）・悩みやストレスの有無別
- 第 40 表 世帯人員数（15 歳以上），こころの状態（点数階級）・性・仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無別
- 第 71 表 有業人員数（20 歳以上），健診等の受診の有—受診機会（複数回答）—無・性・勤めか自営かの別—勤め先での呼称別
- 第 76 表 有業人員数（20 歳以上），健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由（複数回答）・性・勤めか自営かの別—勤め先での呼称別
- 第 80 表 有業人員数（20 歳以上），がん検診受診状況（複数回答）・性・勤めか自営かの別
- 第 91 表 有訴者数（15 歳以上），最も気になる症状の治療状況（複数回答）・性・仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無別
- 第 110 表 悩みやストレスのある者数（15 歳以上），最も気になる悩みやストレスの原因・性・年齢（5 歳階級）・仕事の有—勤めか自営かの別—無別

#### 【介護票】

- 第 67 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の現在の要介護度の状況・主な介護者の介護を要する者との続柄・主な介護者の仕事の有—主な介護者の勤めか自営かの別—無別

## 【所得票】

- 第 19 表 有業者（15 歳以上）1 人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年次別
- 第 104 表 世帯数－児童のいる世帯数，世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・所得者構成別
- 第 107 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・最多所得者の総所得に占める割合別
- 第 108 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・世帯構造・所得者構成別
- 第 109 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・世帯構造・稼働者構成－稼働者なし別
- 第 110 表 有所得者数（15 歳以上）－児童のいる世帯の有所得者数（15 歳以上），所得者構成・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 111 表 有業人員数（15 歳以上）－児童のいる世帯の有業人員数（15 歳以上），稼働者構成・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別
- 第 112 表 有業人員数（15 歳以上），勤めか自営かの別－勤め先での呼称・配偶者の有無・性・所得金額階級別
- 第 115 表 有業者（15 歳以上）1 人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10 歳階級）別
- 第 117 表 有業人員 1 人当たり平均稼働所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10 歳階級）別
- 第 121 表 35 歳未満の主に仕事をしている者の 1 人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・配偶者の有無別
- 第 143 表 児童のいる世帯の有業人員 1 人当たり平均稼働所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10 歳階級）別
- 第 151 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・所得金額階級別
- 第 152 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・所得者構成別
- 第 178 表 世帯数，世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・生活意識別
- 第 179 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・生活意識別

## 【貯蓄票】

- 第 44 表 同居児童ありの女性のいる世帯数，末子の母の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・末子の母の教育・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 50 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 51 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・借入金の有無－借入金額階級別

2 今後のガイドラインの見直し状況も踏まえつつ、どのように対応していく予定か。

(回答)

今後のガイドラインにおける世帯調査の取扱いに係る検討状況及び他の世帯調査の動向を踏まえつつ、必要な見直しを行っていく予定である。

## (2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討

### 1 就寝時刻に関する学術的な議論はどのような状況か。

(回答)

厚生労働省では、平成26年3月に「健康づくりのための睡眠指針2014」（以下、「睡眠指針」という。）を策定した。当該睡眠指針の策定に当たっては、有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）を開催し、睡眠に関する科学的根拠に基づいて議論が行われた。（別紙3参照）

なお、睡眠指針は「睡眠12箇条」から成り、第10条において、眠くなってから寢床に入り、起きる時間は遅らせない。眠たくなってから寢床に就く、就床時刻にこだわりすぎないといったことが定められている。

【参考】健康づくりのための睡眠指針2014（睡眠12箇条の解説より抜粋）

第10条.

眠くなってから寢床に入り、起きる時刻は遅らせない。

眠たくなってから寢床に就く、就床時刻にこだわりすぎない

眠ろうとする意気込みが頭を冴えさせ寝つきを悪くする

眠りが浅いときは、むしろ積極的に遅寝・早起きに

### 2 睡眠時間に関する調査事項については、具体的にどのような施策等に活用されているか。そのためどのようなクロス集計等を行っているのか。

(回答)

健康日本21（第二次）において、睡眠による休養充足度に関する目標を設定しており、目標に対する分析評価事業において本調査の結果を活用している。

(参考)

健康日本21（第二次）分析評価事業（抜粋）

別表第五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

(3) 休養

項目	現状	目標
① 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	23.0% (平成25年)	15% (平成34年度)

また、活用しているクロス集計については、「平成28年国民生活基礎調査【健康票】結果一覧」のうち、以下のとおりで、睡眠時間と悩みやストレスの原因等のクロス集計を行っている。

第15表 世帯人員数（12歳以上）、悩みやストレスの有・無、悩みやストレスの原因（複数回答）

- 無・性・年齢（5歳階級）・平均睡眠時間別
- 第17表 世帯人員数（12歳以上），平均睡眠時間・性・年齢（5歳階級）・休養充足度別
- 第18表 世帯人員数（12歳以上），平均睡眠時間・性・健康意識・休養充足度別
- 第19表 世帯人員数（12歳以上），平均睡眠時間・性・健康状態・休養充足度別
- 第20表 世帯人員数（12歳以上），平均睡眠時間・性・こころの状態（点数階級）・休養充足度別
- 第21表 世帯人員数（12歳以上），こころの状態（点数階級）・性・年齢（5歳階級）・平均睡眠時間別
- 第37表 世帯人員数（15歳以上），平均睡眠時間・性・年齢（5歳階級）・教育別
  
- 第38表 世帯人員数（15歳以上），平均睡眠時間・性・仕事の有—職業分類—無・休養充足度別
- 第122表 世帯人員数（12歳以上），平均睡眠時間・都道府県—21大都市（再掲）・性・年齢（5歳階級）別

### 3 社会生活基本調査における就寝時刻に関する調査結果はどのようになっているか。

（回答）

社会生活基本調査（総務省所管の基幹統計調査）においては以下の集計表が作成されている。

- 4-1 曜日，男女，ふだんの就業状態，就寝時刻別行動者数（構成比）及び平均就寝時刻—全国\*，都道府県，3大都市圏・3大都市圏以外
- 4-2 曜日，ふだんの就業状態，男女，年齢・ライフステージ，就寝時刻別行動者数（構成比）及び平均就寝時刻
- 4-3 曜日，男女，従業上の地位，雇用形態・勤務形態・職業・週間就業時間，就寝時刻別行動者数（構成比）及び平均就寝時刻（有業者）
- 4-4 曜日，共働きか否か，妻の週間就業時間，世帯の家族類型，末子の年齢，就寝時刻別行動者数（構成比）及び平均就寝時刻（子供のいる世帯の夫・妻）
- 4-5 曜日，子供の親が共働きか否か，子供の母親の週間就業時間，男女，世帯の家族類型，教育，就寝時刻別行動者数（構成比）及び平均就寝時刻（子供のうち在学者）

### 4 睡眠に関する事項の利活用状況や前回答申後における状況の変化、他調査(社会生活基本調査)との関係からみて、本調査において、睡眠時間及び就寝時刻を把握する必要性はあるか。

（回答）

健康日本21（第二次）において、睡眠による休養充足度に関する目標を設定しており、目標に対する分析評価事業において本調査の結果を活用している。

前回答申（平成25年1月）後、上記1に係る回答のとおり、平成26年3月に睡眠指針を策定するなど、睡眠分野における国民の健康づくりのための取組を行っているところであり、同指針においては就床時刻にこだわりすぎないといったことなどが定められている。また、睡眠時間及び就寝時刻については、社会生活基本調査において所要の集計表が作成されているところである。

以上のことから、本調査において、睡眠と健康との関係を把握・分析する観点から、引き続き「過去1か月の1日の平均睡眠時間」を把握する必要があるものの、就寝時刻については把握する必要性はないと考えている。

### (3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組

1 標本設計及び調査系統がどのようになっているのか説明していただきたい。

- ① 標本設計はどのようになっているのか。また、このような標本設計を採用している理由はどのようなものか。
- ② 調査系統はどのようになっているのか。また、このような調査系統を採用している理由はどのようなものか。

(回答)

①第1回部会の資料1の別添101頁の「調査の体系」により回答。

本調査では、全国の世帯と世帯員が調査対象であり、調査客体として世帯を抽出する必要があるが、全国の世帯のリストは存在しないため、母集団名簿が得られないことになる。

一方、国勢調査に基づく国勢調査区はおおむね50世帯を含むように世帯が設定されていることから、国勢調査区を世帯の「集落」と考えることができ、国勢調査区のリストが得られることから、個体である世帯を抽出するのではなく、集落である国勢調査区を抽出し、その中の全世帯を調査する「集落抽出」を採用している。

また、集落抽出においては観察単位がまとまっているため、(i) 調査対象となる地区の全世帯が調査対象者であるため母子世帯など出現頻度の低い事象が漏れなく把握可能であること、(ii) 調査対象となる世帯が集中していることにより調査員調査の稼働効率が高く経費を安く抑えることができること、(iii) 調査対象となる地区の全世帯が調査対象者であるため、調査対象者に対して調査協力の説明が効果的であることのメリットが存在し、現行のような標本設計となっている。

②第1回資料1の別添103頁の6(1)「調査系統」により回答。

世帯票、健康票及び介護票の3票は保健所ルートで、所得票及び貯蓄票の2票は福祉事務所ルートで調査しているが、これは本調査が昭和61年に長期展望にたった行政施策の策定に必要な基礎資料を得るために4つの統計調査(厚生行政基礎調査(旧統計法に基づく指定統計調査)、国民健康調査(旧統計法に基づく指定統計調査)、国民生活実態調査及び保健衛生基礎調査(いずれも旧統計法に基づく承認統計調査))を統合した際、前身であるそれぞれの調査系統を引き継いだことによる(介護票は、平成13年の大規模調査より新設)。

また、保健所や福祉事務所は厚生労働行政施策を最も国民の身近なところで実施する機関であり、本調査の目的や意義などについての被調査者からの質問等があった場合には専門的見地からの回答も可能であり、地域の実情にも精通していることから調査への理解及び協力を促進する効果も期待できる。

2 報告世帯(世帯員)の分布について、以下について説明していただきたい。

- ① 過去3回の大規模調査(平成19年、22年及び25年調査)について、抽出した段階における各調査票に係る世帯(世帯員)の分布(世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の世帯(世帯員)数・構成割合等)はどのようになっているのか。
- ② 過去3回の大規模調査(平成19年、22年及び25年調査)について、各調査票の調査結果における世帯(世帯員)の分布(世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の世帯(世帯員)数・構

成割合等)はどのようになっているのか。

- ③ 平成 22 年調査における上記②の世帯(世帯員)の分布は国勢調査と比べてどのようになっているのか。

(回答)

- ① 世帯の世帯類型別、世帯主年齢階級別は調査実施後にわかることなので、調査実施前の分布はわからない。
- ② 別紙 4 のとおり。  
(ポイント) 総じて、少子化、高齢化、核家族化が進んでいる結果となっている。
- ③ 別紙 5 のとおり。  
(ポイント)  
都市部を中心に、若年層において、単身世帯、単身以外の世帯については国民生活基礎調査が少なくなっている。  
40歳以上の単身以外の世帯については国民生活基礎調査が多くなっている。

3 回収率について、以下について説明していただきたい。

- ① 過去3回の大規模調査(平成 19 年、22 年及び 25 年調査)について、各調査票における回収率(全体、世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の回収率)はどのようになっているのか。  
また、簡易調査である平成 20 年、21 年、23 年、24 年、26 年及び 27 年調査について、世帯票及び所得票における回収率(全体、世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の回収率)はどのようになっているのか。
- ② 回収できなかった世帯にみられる傾向はどのようなものか。例えば、これまでに実施した傾向スコアによる分析等で把握できていることはないのか。(年齢、性別、地域、世帯類型、所得、就業状況、教育)
- ③ 回収率向上への取組として、従来からどのような取組を行ってきたのか(平成 19 年～24 年調査)。前回の調査である平成 25 年調査において回収率の改善を図るために、具体的にどのような対策を講じ、その結果はどうであったか。  
また、その後実施した簡易調査である 26 年、27 年調査においては、どのような対策を講じ、その結果はどうであったか。  
さらに、これらの結果も踏まえ、今回の調査計画においては、新たに講じることとしている対応方針はあるのか。
- ④ 健康票の回収方式について、前回調査において、従来の調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収する方式(密封回収方式)から、調査対象世帯から健康票を回収する際に封筒に密封しない方式(非密封回収方式)に変更して実施したが、回収率は前々回調査(平成 22 年調査)と比べてどうか。また、回収方式の変更についてどのように評価しているか。

(回答)

- ① 席上配布資料のとおり。
- ② 回収できなかった世帯に関する情報は存在しない。(傾向スコアによる方法は、例えば、無記入の所得額を補正するものであり、回収できなかった世帯の分布がわかる訳ではない。)
- ③ 別紙 6 のとおり。
- ④ 従来の調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収する方式(密封回収方式)

から、調査対象世帯から健康票を回収する際に封筒に密封しない方式（非密封回収方式）に変更した結果、「悩みやストレスの有無」、「こころの状態（点数）」については、下表のとおり不詳率が激減していることから、効果があったと考えている。

国民生活基礎調査（健康票）における調査方法変更による不詳率の推移

悩みやストレスの有無

	総数(A)		不詳人数(B)		不詳率(B/A)	
	22年	25年	22年	25年	22年	25年
総数	107,155	109,097	11,650	1,497	10.9	1.4
65歳以上	27,818	30,864	5,515	602	19.8	2.2

注) 総数は、12歳以上世帯人員数

こころの状態(点数)

	総数(A)		不詳人数(B)		不詳率(B/A)	
	22年	25年	22年	25年	22年	25年
総数	107,155	109,097	18,673	5,467	17.4	5.1
65歳以上	27,818	30,864	9,515	3,016	34.2	10.8

注) 総数は、12歳以上世帯人員数

4 非標本誤差が生じている一因と考えられる若年層からの回収率向上策の一環として、郵送調査及びオンライン調査の導入について、どのように考えるか。

また、平成20年に実施した試験調査の結果によると、回収時、面接不能世帯からの郵送回収は有益であるが、調査現場での混乱回避のため、実施するならば簡易調査からすることが提言されているようであるが、これまでの簡易調査において、例えば試験的という形であれ、実施されていない理由は何か。

(回答)

オンライン調査の導入については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されるが、現行の調査手法等（調査事項が詳細かつ頻繁に変更される状況などにあっては）は容易にシステム化になじむものとは言い難く、調査手法等の変更なしでのシステム化を図ってもコスト削減効果が見込めず、費用対効果の観点から導入が難しい。

また、郵送調査の導入については、回収率や記入率の面から懸念があることから、慎重に検討することが必要であり、当面は、面接不能世帯（面接も連絡も取れないような世帯。以下同じ。）からの「郵送回収」の導入について、予算事情を考慮した上で簡易調査年からの試行などにより、課題や問題点を検証した上で、調査員の面接不能世帯に係る訪問の実態等も踏まえ本調査における実施可能性について検討していきたいと考えている。

なお、基本計画の課題に対応するための試験調査については、平成23、26年度において、郵送調査の導入可能性も検証する予定であったが、予算が確保できなかったことから実施することができなかった。

5 前回調査に係る審議において、社会保険料等について、所得や性別、学歴等の属性と組み合わせで推計する方法に係る検討に関し、厚生労働省から、「本調査はこれまでも実査中心主義として調査・統計作成を行ってきたところ。他の属性からの組み合わせによる簡便化した推計方法について、そのプログラムがあるとは承知しており、また、全国消費実態調査においても何らかの推計方法があると思われるが、今後検討をいただきたい。」との説明があったが、その後の検討状況はどうか。

6 集計値を補正する理論の利用可能性について、厚生労働省が有識者等を参集し開催した「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」の報告書(平成23年3月)は、どのような内容か。

当該報告書における「まとめ」(注)を受け、その後の研究・検討の進捗状況はどのようになっているか。また、今後、どのように対応する予定か。  
さらに、傾向スコアという方法以外に、集計値を補正する他の方法を検討する余地はないか。

(回答)

前回平成 25 年調査に係る部会審議において、有識者による「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」(座長：岩崎学成蹊大学理工学部教授。研究期間：平成 22 年 4 月～23 年 3 月)で実施した世帯票情報を用いた傾向スコアによる総所得の推定について報告した。具体的には、当該報告書「所得無回答世帯の総所得金額」の試算についての検証・検討結果を報告し、審議が行われた結果、「世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、傾向スコアという方法により所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、補正方法には幾つかの手法があり、どれか一つの手法を補正手段として有効であると特定することはできなかったことなどから、補正結果を公的統計として採用することは困難と考えられる。」という結論となっている。

(「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」の報告書(平成 23 年 3 月)については、別紙 7 を参照)。

厚生労働省としては、補正の方法に関し、これまで、上記のとおり、傾向スコアによる総所得の推定といった最新の研究を含め、できる範囲内で検討や研究を行うなど、様々な取組を行ってきたところであり、今後とも検討する必要性は十分に認識しているが、厚生労働省のみで対応していくことは困難であると考えている。

また、前回調査に係る部会審議では、補正する方法の検討については、中長期的な課題として、全省庁的な場で検討することが必要ではないかとされたところである。(後述【参考 3】参照)。

その後、平成 25 年 10 月の I 期基本計画に係る平成 24 年度統計法施行状況に関する審議結果において、欠測値補完等の研究の実施については府省横断的な統計上の課題として位置づけられ、平成 26 年 3 月に閣議決定された第 II 期基本計画において府省横断的な統計上の課題として盛り込まれたところである(後述【参考 4】及び【参考 5】参照)。厚生労働省としては、この検討状況を注視しつつ、具体的な成果が示された場合は、上記論点 5 も含め改めて検討していきたい。

以上に加え、近年、本調査のデータを用いた社会経済指標の重要性が以前にも増していること、後続調査の補完データとしての利用への影響も踏まえると他の方法も含め本調査におけるデータの補正については、時系列の問題も絡んでくるため、慎重に行う必要がある。

このため、非標本誤差の縮小の対応策としては、そもそもの回収率の改善を目指すことが最も重要であるため、以下のとおりの方向性により検討したいと考えている。

- (1) 後述の「3 公的統計の整備に関する基本計画における指摘事項への対応状況」のとおり、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大は事実上困難なため、調査計画の見直しについて、平成 28 年調査に反映させることはできない。
- (2) しかしながら、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉が十分でないことが、本調査において非標本誤差が生じている背景であることを踏まえると、回収率の向上が最も有効かつ重要な対応策であると考えている。

このため、当面は、面接不能世帯からの「郵送回収」の導入について、予算事情を考慮し

た上で簡易調査年からの試行などにより、課題や問題点を検証した上で、本調査における実施可能性について検討していきたいと考えている。

(3) オンライン調査の導入については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉することが期待できるが、現行の調査方法（調査事項が詳細かつ頻繁に変更）は容易にシステム化になじむものとは言い難く調査方法の変更なしでのシステム化はコスト削減効果が見込めず、費用対効果の観点から導入が難しいことから、当面は、「郵送回収」の導入について、優先して検討したいと考えている。

(4) コールセンターの単独での設置は予算事情から困難であるため、報告者から様々な照会等が想定されるオンライン調査の導入に併せ検討することとしたい。

### 【参考1】平成20年度試験調査結果（参考1抜粋）

平成20年度試験調査において、郵送回収の実現可能性について検証した。

なお、試験調査（全票同時）では、回収時不在世帯に限って調査員が世帯に郵送を依頼した。

表23 試験調査（全票）で郵送回収した所得票の未記入率 (%)

	世帯員数	平均未記入率	備考
総数	1,856	37.4%	郵送回収・調査員回収のいずれも集計不能を含む未記入率
郵送回収	86	28.6%	
調査員による回収	1,770	37.8%	

#### 【評価】

表23（参考1の21頁掲載）によると、郵送回収した所得票の未記入率は調査員回収よりも低かったことから、回収時、面接不能世帯からの郵送回収は有益であるが、調査現場での混乱回避のため、実施するならば簡易調査からすることが提言されていた。

### 【参考2】国民生活基礎調査見直しに係るアンケート等の結果について（参考1抜粋）

#### (4) 郵送回収の導入について（地方公共団体）

##### (ア) 結果

表9（参考1の10頁掲載）の総数をみると、全面又は一部郵送回収を導入した場合は、記入率や記入の正確性が「悪化する」との回答が最も多く44.9%となっている。

表9 全面又は一部郵送回収を導入した場合の記入率や正確性 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
改善する	11.4	11.9	13.6	12.7	9.3
変わらない	33.4	24.4	19.4	31.7	41.6
悪化する	44.9	47.7	51.5	45.0	42.8
その他	8.7	14.2	14.6	9.3	4.3
不詳・未記入	1.6	1.7	1.0	1.2	1.9

## (5) 回収方法について（調査員）

### (ア) 結果

表 20（参考 1 の 17 頁掲載）をみると「郵送回収のみ」や「オンライン回収のみ」との回答が少なく、現行の「調査員回収」が望ましいとの回答が最も多くなっている。

表 20 調査対象世帯から最も要望の多かった回収方法の割合（質問 6）（%）

回収方法	回収方法の割合
調査員回収（現行）（調査員への手渡しによる回収）	45.9
調査員による密封回収	12.1
調査員回収と郵送回収を併用	21.6
郵送回収のみ	3.8
調査員回収、郵送回収及びオンライン回収を併用	7.9
郵送回収とオンライン回収を併用	1.7
オンライン回収のみ	0.2
調査員回収とオンライン回収を併用	0.1
不詳・未記入	6.7

31.2%

## (6) コールセンターについて（調査員）

### (ア) 結果

表 22（参考 1 の 18 頁掲載）をみると、「設置希望がある」者が 22.4%、「設置希望が特にない」者が 67.1%となっている。

表 22 コールセンターの設置希望（質問 8）（%）

設置希望の有無	設置希望の有無の割合
設置希望がある	22.4
設置希望が特にない	67.1
不詳・未記入	10.5

## 【参考 3】第 40 回人口・社会統計部会（平成 25 年 1 月 10 日開催）結果概要（抜粋）

### (6) 今後の課題（「③ 非標本誤差の縮小等に向けた取組について」）について

○ 今後の課題として、①「キャリブレーション<sup>(注)</sup>法」による補正の検討を行うこと、②調査員の負担を軽減し、それにより生じた余力を回収率の向上に充てるため、調査員が受け持つ調査対象世帯数を半減させるなどの標本抽出方法の変更を検討すること、を記載する必要があるのではないか。

→ キャリブレーション法による補正については、いまだ研究段階にあるものと認識しており、それを厚生労働省で検討することは困難と考える。

また、統計調査の結果の理論的補正については、本調査のみならず、政府統計全体に係る問題であることから、別途全省庁的な場において検討することが望ましいと考える。

なお、標本抽出方法については、平成 13 年調査に係る統計審議会（当時）の答申において、母子世帯など出現率が少ない層を把握する必要性等を勘案し、現在の本調査に係る方法が適当とされている。そのため、調査実施部局としては、標本抽出方法を変更す

るのではなく、まずは調査方法の工夫等を検討し、調査票の回収率の向上に努めているところである。

→ 理論的補正に関する検討については、次期の公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年度以降)に盛り込まれるよう努力したい。

(注) キャリブレーションとは、測定方法の校正 (calibration) を指す。

#### 【参考4】平成24年度統計法施行状況に関する審議結果(平成25年10月9日内閣府統計委員会) (抜粋)

##### 第4 基本計画の推進

##### 2 統計委員会における取組

(略)

今後は、法第55条第3項の規定に基づき、基本計画の取組状況を含む法の施行状況の確認や、各府省に対する統計の専門技術的な研究成果の提供等を通じ、引き続き統計行政の推進を図ることが重要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

(略)

③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題(欠測値(imputation)等、欠測値を含むデータの処理方法や非対称分布推計の見直し等)に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会等との連携強化方策を検討する。

#### 【参考5】公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定) (抜粋)

##### 第4 基本計画の推進

##### 1 施策の効果的かつ効率的な実施

基本計画を実効性のあるものとするためには、府省間で密接な連携を図ることや施策の進捗状況を適時適切に点検し不断の推進を図ることが不可欠である。

このため、各府省は、公的統計基本計画推進会議を通じた府省間の連携を一層推進するとともに、第Ⅱ期基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、政府一体となった取組を促進する。

また、統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

(略)

第三に、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題(欠測値補完、歪みの強い分布に関する推計の改善、サービスの質の計測に関する動向等)に関する研究や日本学術会議及び関連学会との連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。

**3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）における指摘事項への対応状況について【第1回部会の資料3-2を一部修正して再掲】**

- 1 アンケート調査及びヒアリングについて、以下について説明していただきたい。
- ① 調査事項を大幅に見直し(軽量化)した調査票案(以下「新調査票案」という。)は、どのような考えにより作成したのか。現行調査票と比べて、具体的にどのような見直し(軽量化)を行ったのか。また、見直し(軽量化)を行った新調査票案とは具体的にどのようなものか。
- ② 地方公共団体に対するアンケートの目的や実施内容はどのようなものか。当該アンケートによる新調査票案、調査ルートの一元化、回収方法、郵送回収の導入、調査時期、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。
- ③ 地方公共団体に対するヒアリングの目的や実施内容はどのようなものか。また、当該ヒアリングによる新調査票案、調査ルートの一元化、標本規模の拡大、郵送回収の導入、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。
- ④ 調査員に対するアンケートの目的や具体的な実施内容はどのようなものか。また、当該アンケートによる回収方法、調査計画への対応、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。

(回答)

前回答申時の課題である非標本誤差の縮小については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）における指摘事項への対応と関連する部分がある。

3 基本計画における指摘事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワークライフ・バランスに対応した統計の整備	国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるように標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

【対応】

試験調査等（試験調査に代わる下記（1）の（ア）及び（イ））の方法について総合的に検討した結果、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるような標本規模の拡大は事実上困難と判断した（詳細は、参考1及び参考2を参照）。

(1) 試験調査等に代わる方法

平成26年に実施を予定していた試験調査は、予算が確保できなかったことから実施することはできなかった。そのため、試験調査に代わる方法として以下の（ア）及び（イ）を実施し、その内容を有識者から構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」（座長：阿藤誠早稲田大学人間総合研究センター招聘研究員。以下「検討会」という。）において評価いただいた後、統計法に基づく「施行状況報告」として統計委員会に報告している。

(ア) 地方公共団体等を対象としたアンケート調査の実施及び評価

基本計画での指摘に対応するための調査計画の見直し内容（新調査票案の設定、調査ルートの一元化等）について、地方公共団体等を対象としたアンケート調査を実施し、事務処理上の問題点や負担感などを把握し、検討会において評価を行った。なお、アンケート調査については、調査員（世帯票又は所得票担当者）も対象に含んでいる。詳細は、参考1（7頁～18頁）を参照）。

※具体的なアンケート内容については、参考2（都道府県市用は29頁～30頁、調査員用は31頁～32頁）を参照のこと。

①新調査票案について

調査員の調査事務に係る負担軽減及び報告者負担軽減の観点から、

- ・ 現行の調査項目を34.4%削減（表1）
- ・ 現行の5種類の調査票を2つの調査票に整理統合
- ・ 6月か7月のいずれか1回で実施

※具体的な新調査票案については、参考2（3頁～26頁）を参照のこと。

表1 現行（平成25年）調査項目からの削減率

調査票名	項目数	削除数	削減率
世帯票	45	25	55.6%
健康票	30	5	16.7%
介護票	19	9	47.4%
所得票	24	1	4.2%
貯蓄票	7	3	42.9%
合計	125	43	34.4%

※具体的な調査項目の削除案については、参考2（27頁）を参照のこと。

表2 新調査票案の調査対象者の負担感 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所	
		保健衛生	社会福祉			
大きくなる	37.0	34.1	40.8	24.7	50.3	22.2
変わらない	25.0	23.3	25.2	20.5	24.2	27.2
軽くなる	36.8	41.5	33.0	53.4	24.2	49.4
不詳・未記入	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.2

【評価】

- ・ 「総数」では、調査対象者の負担は「大きくなる」が37.0%、「変わらない」が25.0%、「軽くなる」が36.8%
- ・ 「保健衛生」及び「保健所」では、これまでの調査項目に加え、所得に関する項目が増加し、一度に記入する内容が増えるため、「大きくなる」が多い。
- ・ 「社会福祉」及び「福祉事務所」では、これまで2回に分かれていた調査が1回になり回数負担感が減るため、「軽くなる」が多い。
- ・ このことから、新調査票案はこれまでの所得票や貯蓄票の調査対象者に対しては、調査事

項の全体の削減効果もあり、負担軽減の効果があるものと考えられるが、現行、所得票や貯蓄票の調査対象者ではない者にとっては、全体で調査事項を削減しても所得や貯蓄に関連する調査項目に対する忌避感が大きいのではないかと考えられる。

## ②調査ルートの一元化について

調査ルート一元化については、標本規模の拡大に併せた増加する予算確保のために必要な措置であり、業務に対応することができるかどうか、地方公共団体の実情に配慮する必要がある。

表3 調査ルートを保健所に一元した場合の保健所の業務への対応 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
対応可能	21.9	24.4	24.3	24.7	20.5
対応不可能	35.7	22.2	32.0	8.2	43.2
分からない	40.8	48.9	42.7	57.5	36.3
不詳・未記入	1.6	4.5	1.0	9.6	—

表4 調査ルートを福祉事務所に一元した場合の福祉事務所の業務への対応 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
対応可能	13.9	14.2	14.6	13.7	13.6
対応不可能	44.6	31.8	21.4	46.6	53.3
分からない	38.1	48.9	56.3	38.4	30.7
不詳・未記入	3.5	5.1	7.8	1.4	2.3

表5 増加する調査員業務への対応 (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所
		保健衛生	社会福祉		
対応可能	22.0	26.7	28.2	24.7	12.5
対応不可能	43.6	34.7	29.1	42.5	61.5
分からない	33.5	35.8	37.9	32.9	25.3
不詳・未記入	0.9	2.8	4.9	—	0.8

### 【評価】

・保健所及び福祉事務所ともに、「対応不可能」の方が「対応可能」よりも多くなっている。これは、保健所においては、これまで対象外であった所得に関する項目を審査することに対する懸念、福祉事務所においては後続調査のための単位区設定業務や所得だけでなく世帯全体や健康に関する項目まで調査することが調査員に相当程度の負担になることを懸念している結果と考えられる。

・このことから、地方公共団体における業務体制の状況を踏まえると、直ちに調査ルート一元化を導入することは難しいと考えられる。

### ③－1 実現の可能性（地方公共団体）

表6 対応案を踏まえた標本規模の拡大計画の実現可能性について (%)

	総数	都道府県市		保健所	福祉事務所	
		保健衛生	社会福祉			
対応可能	4.6	7.4	7.8	6.8	5.0	2.3
検討の余地あり	21.3	23.9	28.2	17.8	22.4	18.3
かなり厳しい	51.0	50.6	42.7	61.6	50.3	52.1
不可能	20.0	14.2	14.6	13.7	18.9	25.3
不詳・未記入	3.0	4.0	6.8	—	3.4	1.9

#### 【評価】

調査計画の見直し内容については、アンケート結果からは、「かなり厳しい」と「不可能」が合わせて7割を超えており、現行のままで対応案実施の可能性については、かなり低いと判断せざるを得ない。

特に所得票及び貯蓄票を担当する福祉事務所では、実現は不可能との回答が多くなっている。

### ③－2 実現の可能性（調査員）

表7 調査計画案への対応の可否について割合 (%)

	対応可能	対応不可能	不詳・未記入
①調査票の統合・調査実施時期の統一について	64.2	11.9	23.9
②受持ち地区・世帯数の増加について	28.8	27.0	44.3
③調査実施期間の変更がないことについて	62.2	8.3	29.5
④5票分の調査内容を理解することについて	48.7	19.5	31.9

※②は所得票の調査員のみ回答

#### 【評価】

上記表7中の①、③及び④については、現行の調査計画案への対応が可能と考えられる。

しかしながら、②「受持ち地区・世帯数の増加について」への対応については、標本規模の拡大に伴う調査員増加のための予算及び調査員の確保が困難なため、一人当たりの受持ち地区や世帯数を増やすことが前提となるが、当該調査計画案について明確に「対応不可能」との回答を含め、その実現性に慎重な回答が多数を占めている。

本調査の調査員は面接技法等に習熟し、事務処理を的確にこなせる者と想定されるが、調査員の増加なしに標本規模の拡大に対応することは困難と考えられる。

(注) 論点③及び④(21頁)の回収方法等については「非標本誤差の縮小等に向けた取組」に係る回答に関連部分を記載(18～19頁)。

(イ) 調査協力機関(自治体)へのヒアリング

基本計画での指摘に対応するため、答申を踏まえた調査計画の見直し内容について、直接のヒアリングにより地方公共団体からの率直な意見や感想を把握し、事務処理上の問題点や負担などを把握した（詳細は、参考 1（19 頁）及び参考 2（33～37 頁）参照）。

平成24年度は 4 県 6 市を対象に平成25年 1 月21日から 2 月 7 日にかけて実施。

平成25年度は 9 県 3 市を対象に平成26年 1 月20日から 2 月14日にかけて実施。

- ① 増加する業務に対する懸念がよせられたが、他の調査を実施する際、あるいは地方公共団体により調査事務を担当する者が同一のため事実上、調査ルートが一元化されているケースもあり、地方公共団体間での意識や実行能力の違いも明らかとなっている。
- ② 標本規模を拡大するに当たっての条件については、調査員の確保、調査票の簡素化、郵送回収、コールセンターの導入などの意見が寄せられている。

## （2）統計委員会への報告（施行状況報告より抜粋）

平成 26 年度統計法施行状況報告において、以下のとおり報告している。

第Ⅱ期基本計画で、引き続き「試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する」（平成 28 年調査の企画時期までに結論）とされたことから、平成 26 年に実施を予定していた試験調査は、概算要求に盛り込まれたものの、財政当局の査定により実施することはできなかった。そのため、試験調査に代わる方法として以下を実施し、その内容を厚生労働統計の整備に関する検討会へ報告し、評価いただいた。

- 1 全自治体等を対象とした一斉アンケート調査の実施
- 2 調査協力機関へのヒアリング
- 3 平成 20 年度試験調査結果の活用

上記について総合的に検討した結果、統計委員会の答申（平成 25 年 1 月 25 日付け諮問第 45 号の答申）を踏まえた調査計画の見直しによって、目的とする所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大を実行することが可能かどうかについては、①大幅な調査事項削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、②削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること、③調査時期の統一及び調査ルート一元化によっても、増加する業務に支障なく対応することについて地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどから、事実上困難である。

**2 統計ニーズ等（調査結果の高齢者対策・児童福祉対策・雇用対策等への活用）にも配慮しつつ、引き続き、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大について検討していくことについてどのように考えているか。**

（回答）

- ①所得票及び貯蓄票の都道府県別表章のニーズに関するアンケート結果（参考 1 の 12 頁表 13 及び表 14 参照）からは、都道府県市においては低所得者対策への活用など一定のニーズが存在している。
- ②所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大に係る課題について回答するためには、本来であれば、

試験調査を実施しその結果により実施の可否を判断すべきであるが、前述のとおり、予算事情により試験調査に係る予算確保ができず（今後の予算確保も同様に難しい）、試験調査に代わる方法としてアンケート調査等を実施した。アンケート調査等は試験調査に完全に代替するものではないが、地方公共団体や調査員の実情を把握し、課題への有用な判断材料になると考えている。

このことから、統計ニーズ等が一定存在するにしても、現行の調査の枠組みの中で地方公共団体や調査員に対して、これ以上の新たな負担をかけることは適切な調査実施や回収率などに影響を及ぼす可能性が高いと判断し、主に予算面及び調査の実務面を踏まえ、厚生労働省としては所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大については事実上困難と考えている。

**3 試験調査に変わる方法としてアンケート調査、ヒアリングを実施しているが、これらの取組を通じて、調査方法の変更（調査時期、調査系統、郵送調査、コールセンターの導入等）に関し、今後の改善に向けて、どのような方策を考えているか。**

（回答）

調査員に対するアンケート結果（参考1の17頁表20（本回答19頁表20））からは、現行の調査員回収が望ましいとの回答が45.9%で最も多くなっているが、郵送回収との併用など複数方法についての意見も31.2%あった。

このため、今後の調査の改善に向け、当面は、面接不能世帯からの「郵送回収」の導入について、予算事情を考慮した上で簡易調査年からの試行などにより、課題や問題点を検証した上で、本調査における実施可能性について検討していきたいと考えている。